平成２２年（フ）第１１１８号
熊本市琴平１丁目２番39号
破産者　金子　　学
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１６号
北海道岩見沢市大願町229番地
破産者　大川　翔伍
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１１号
北海道虻田郡ニセコ町字豊里176番地149
破産者　會田　正基
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１０８号
北海道茅部郡森町字常盤町159番地の59
破産者　水木　悦子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２７号
青森県十和田市大字三本木字下平169番地14
創建ハイツⅡＢ棟７号室
破産者　佐々木憲子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１６３号
山梨県笛吹市八代町南1228番地
破産者　雨宮　彰人
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
東京都調布市国領町７丁目55番地４　国領ロイヤルマンションＢ―202、開始決定時の住所静岡県沼津市仲町40番地
破産者　辻　　周成
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
静岡県三島市加屋町９番17号
破産者　青木　一郎
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２１号
長崎県長崎市新戸町２丁目８番６号　蓑田ハイツ102、旧住所長崎県長崎市八景町９番27号
破産者　板原　政美
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
京都府亀岡市篠町王子唐櫃越１番地171
破産者　泉　　惠
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
佐賀県西松浦郡有田町外尾町丙1176番地１
破産者　齊藤　竜三
1　決定年月日　平成23年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１８７号
富山県砺波市柳瀬1042番地23
破産者　釣　　勝次
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２０９号
福岡県北九州市八幡西区茶売町７番１―304号、開始決定時福岡県北九州市八幡西区御開３丁目３番40―205号
破産者　釣　　康夫
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０４号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目12番地１　リシュたまプラーザ202、前住所兵庫県神戸市中央区八幡通４丁目１番27―1007号、開始決定時の住所兵庫県西宮市名次町４番31―302号
破産者　横山　忠則
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９３１号
北海道石狩市花川南１条２丁目８番地
破産者　吉田　　豊
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３２号
北海道石狩市花川南１条２丁目８番地
破産者　吉田百合子
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４４号
茨城県水戸市姫子１丁目467番地の５
破産者　石月　　昇
1　決定年月日　平成23年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所